

IFRS 10Minutes

PwCが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 26
2014年7月

pwc

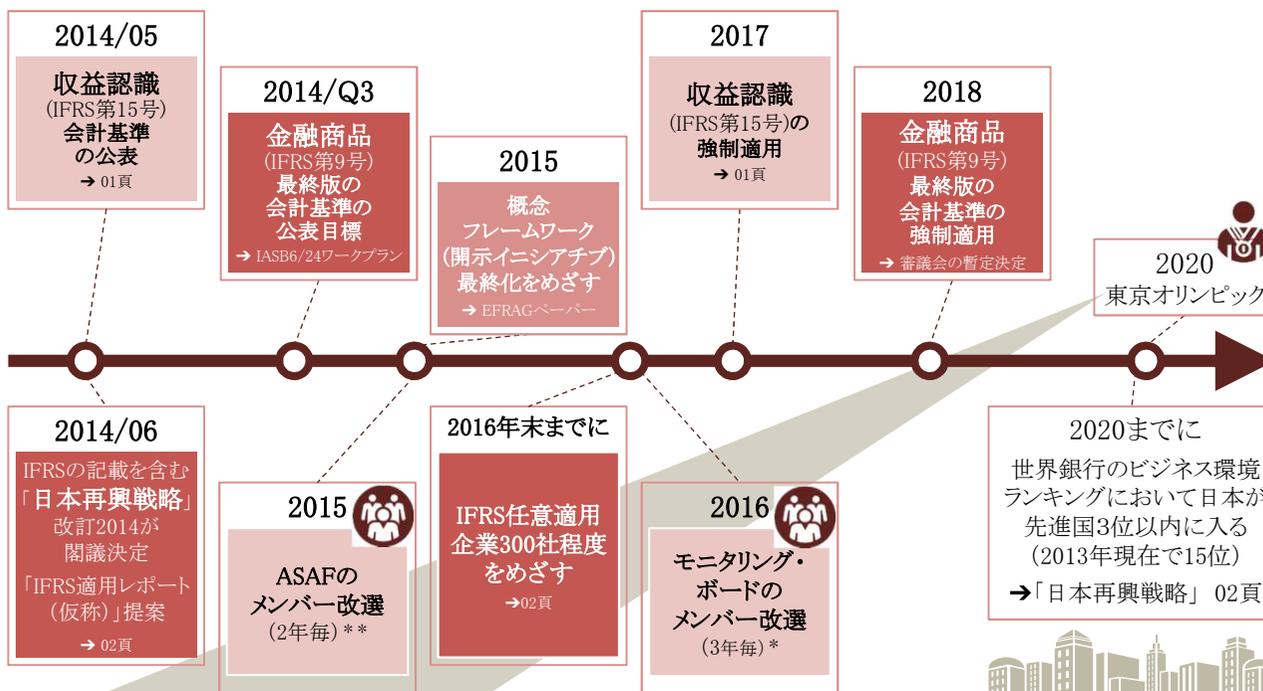
IFRSに関連する 2020年までの予定

ハイライト

- IFRSに関連する2020年までの予定
- IASBとFASBが収益認識基準(IFRS第15号)を公表
- 「日本再興戦略」と「日本再生ビジョン」: IFRS 任意適用企業300社に向けて
- IFRSのエンドースメントに関する作業部会: 公開草案の公表に向けて
- その他のIFRS関連ニュース

基準書、マニュアル他
IFRSの総合的な情報は
PwCの Inform

IFRSに関連する事項で2020年までに判明しているものは以下のとおり、多岐にわたります。IFRS主要基準の公表や適用、国内では任意適用拡大の動き、海外ではモニタリング・ボードやASAFのメンバー改選が予定されています。



* IFRS財団モニタリング・ボード(MB)のメンバー改選とは?

MBは、証券監督者国際機構(IOSCO)、金融庁、EC、SEC他で構成され、IFRS財団評議員の選任を承認、監視しています。現在は日本からメンバーを選出していますが、2016年にメンバーの見直し(3年毎)が予定されています。日本がIFRS策定の発言力を確保するためには、MBメンバーの座を維持することが重要です。2013年に定められたMB憲章によると、MBメンバー要件として「IFRSの使用」が定められています。

** 会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)のメンバー改選とは?

ASAFは、IASBに対して技術的な助言とフィードバックを提供しています。現在は日本からASBJが参加していますが、2015年にメンバーの見直し(2年毎)が予定されています。

What's New



日付	主体	2014年4月～6月の主なニュース
4月09日	ASBJ	IFRSのエンドースメントに関する作業部会（第11回）【03ページ】
4月17日	IASB	マクロヘッジ会計に関わるディスカッション・ペーパーを公表【04ページ】
4月18日	金融庁	IASBから2013年12月31日までに公表された基準等を含めるため指定国際会計基準を一部改正【04ページ】
4月30日	IASB	4/22～4/25のIASB審議会をうけて、IASBワークプランが更新
5月06日	IASB	IFRS第11号「共同支配の取決め」の修正を公表【04ページ】
5月07日	IASB	IASBと他の会計基準設定主体との協力のあり方に関する憲章(Charter)を公表
5月12日	IASB	IAS第16号「有形固定資産」とIAS第38号「無形資産」の修正を公表【04ページ】
5月12日	ASBJ	IFRSのエンドースメントに関する作業部会（第12回）【03ページ】
5月20日	SEC	議長Mary Jo White氏、FAFの年次評議員会の夕食会のスピーチ “近い将来、IFRSについて、さらに進んだ発言ができることを望む”
5月22日	ASBJ	IFRSのエンドースメントに関する作業部会（第13回）【03ページ】
5月23日	自民党	日本経済再生本部の「日本再生ビジョン」に、「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明示【02ページ】
5月23日	ASBJ	ショート・ペーパー第1号「OCIは不要か？」を公表
5月28日	IASB/FASB	IFRS第15号、コンバージェンスされた収益認識基準を公表【01ページ】
5月28日	IASB	5/20～5/22のIASB審議会をうけて、IASBワークプランが更新
6月03日	IASB/FASB	収益認識に関する共同の移行リソース・グループ(TRG)を創設
6月09日	ASBJ	IFRSのエンドースメントに関する作業部会（第14回）【03ページ】
6月11日	IASB	公開草案「投資企業一連結の例外の適用」(IFRS第10号とIAS第28号の修正案)を公表【40ページ】
6月24日	ASBJ	IFRSのエンドースメントに関する作業部会（第15回）【03ページ】
6月24日	IASB	6/17～19のIASB審議会をうけて、IASBワークプランが更新
6月24日	自民党	「日本再興戦略」改訂2014」が閣議決定、「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明示【02ページ】
6月25日	金融庁	非上場のIFRS適用会社に関する記載を含む、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正案を公表【04ページ】
6月30日	IASB	果実生成型の植物に関するIAS第16号とIAS第41号の修正を公表

IASBとFASBが 収益認識基準 (IFRS第15号) を公表

IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」をコンバージェンスした収益認識の新基準として、2014年5月28日にFASBと共同で発行しました。

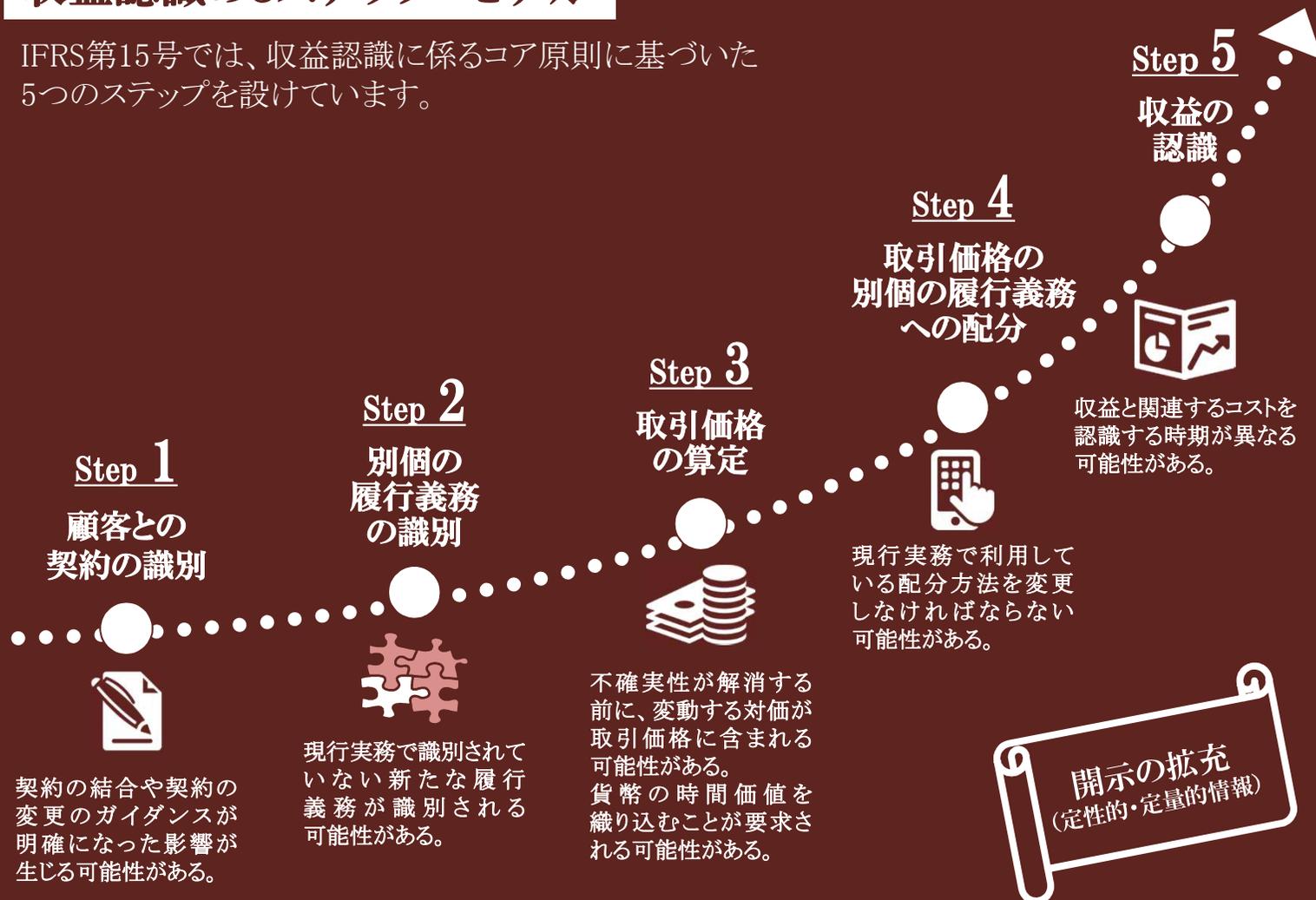
IFRSを適用する企業は、2017年1月1日以後に開始する事業年度に本基準を適用することが要求されます（IFRSでは、早期適用が許容されます）。米国基準を用いる公開企業は、2016年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間に適用することが要求されます（米国基準では、早期適用は認められません）。

現行IAS第18号およびIAS第11号から、新基準IFRS第15号への移行により、基準の大枠においては、収益認識のモデルについて「リスク及び経済価値の移転」から「支配の移転」への概念的な変更が生じています。

現行基準の重要な「リスク及び経済価値の移転」は、支配の移転の1つの指標となっています。

収益認識の5ステップ・モデル

IFRS第15号では、収益認識に係るコア原則に基づいた5つのステップを設けています。



「日本再興戦略」と「日本再生ビジョン」：IFRS任意適用企業300社に向けて

政府は2014年6月24日に、新成長戦略として「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-を閣議決定しました。この戦略には「金融・資本市場の活性化」として、「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が含まれています。

これに先立ち、2014年5月23日に、自由民主党・日本経済再生本部より、「日本再生ビジョン」が公表されました。このビジョンには、「会計基準等、企業の国際化、ルールの国際水準への統一」として、右のビジョンが示されています。

赤字で示した「2016年末までに300社程度の企業がIFRSを適用」については、現在のIFRS任意適用(予定)企業数約40社に、どこまで影響を及ぼすか注目を集めています。

2016年はモニタリング・ボードのメンバー改選があり、日本としてはメンバー要件である「IFRSの使用」を満たす必要があります。

日本再興戦略

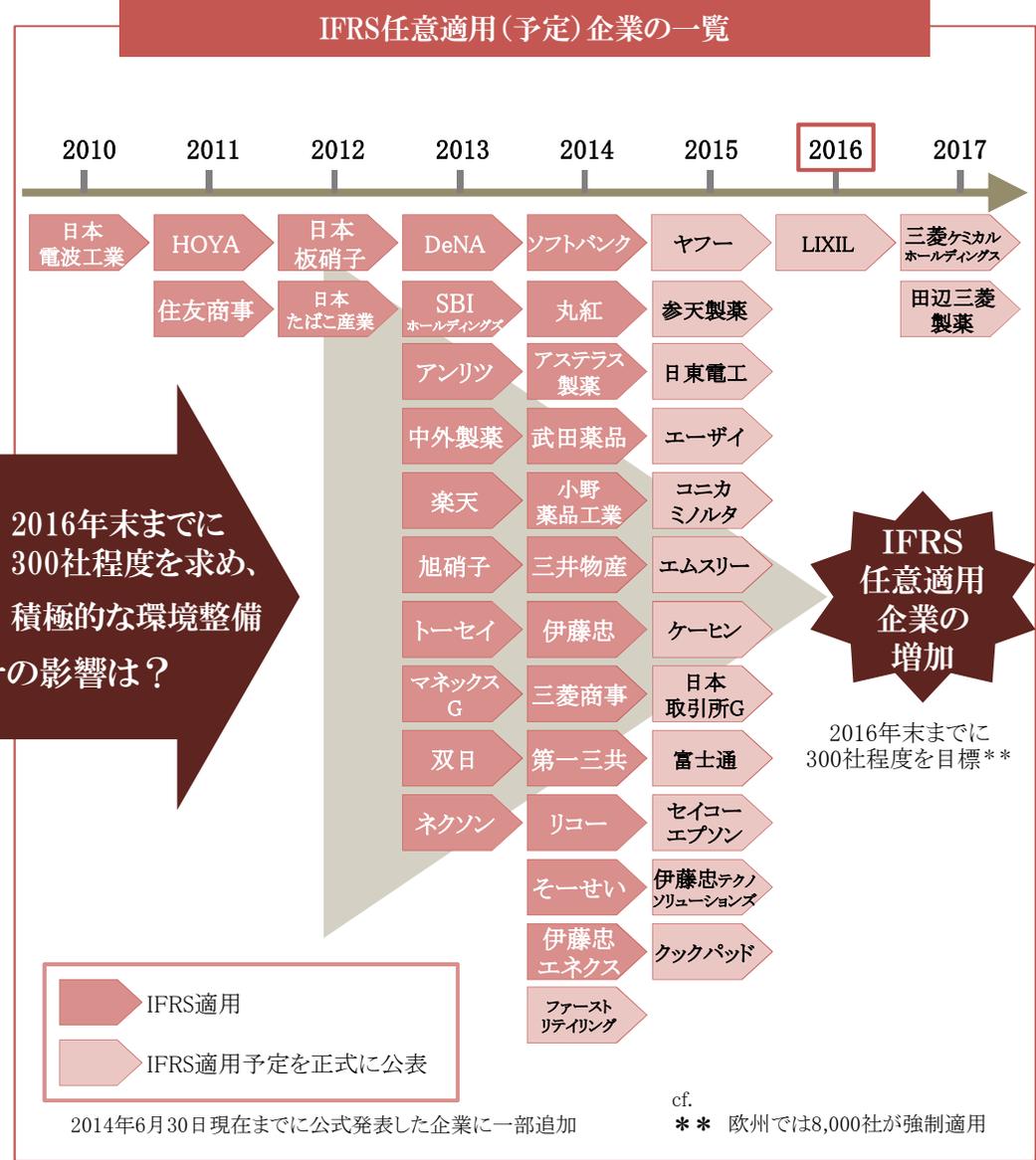
- IFRS任意適用企業の拡大促進
他が含まれる
(G20首脳宣言に言及)

日本再生ビジョン

- 「単一で高品質な国際基準」策定への明確なコミットの再確認
- IFRSの任意適用企業の拡大促進
「昨年6月にまとめた提言(*)では、**2016年末までに300社程度の企業がIFRSを適用**する状態にすることが求められた。政府は、その実現に向けてあらゆる対策を検討し、実行に移すとともに、**積極的に環境整備**に取り組むべき」
- JPX新指数に採用された企業への働きかけ
- 上場企業のIFRSに関する考え方の説明の促進及び「IFRS適用レポート(仮称)」を作成し、移行検討中企業を後押しすべき

国際会計基準への対応についての提言

(*) 2013年6月13日
自由民主党政務調査会/金融調査会
企業会計に関する小委員会



03

IFRSの エンドースメントに 関する作業部会: 公開草案に向けて

「IFRSのエンドースメントに関する作業部会(作業部会)」は、2013年8月にスタートし、毎月1~2回のペースで開催されています。主な進捗状況は右の図のとおりです。

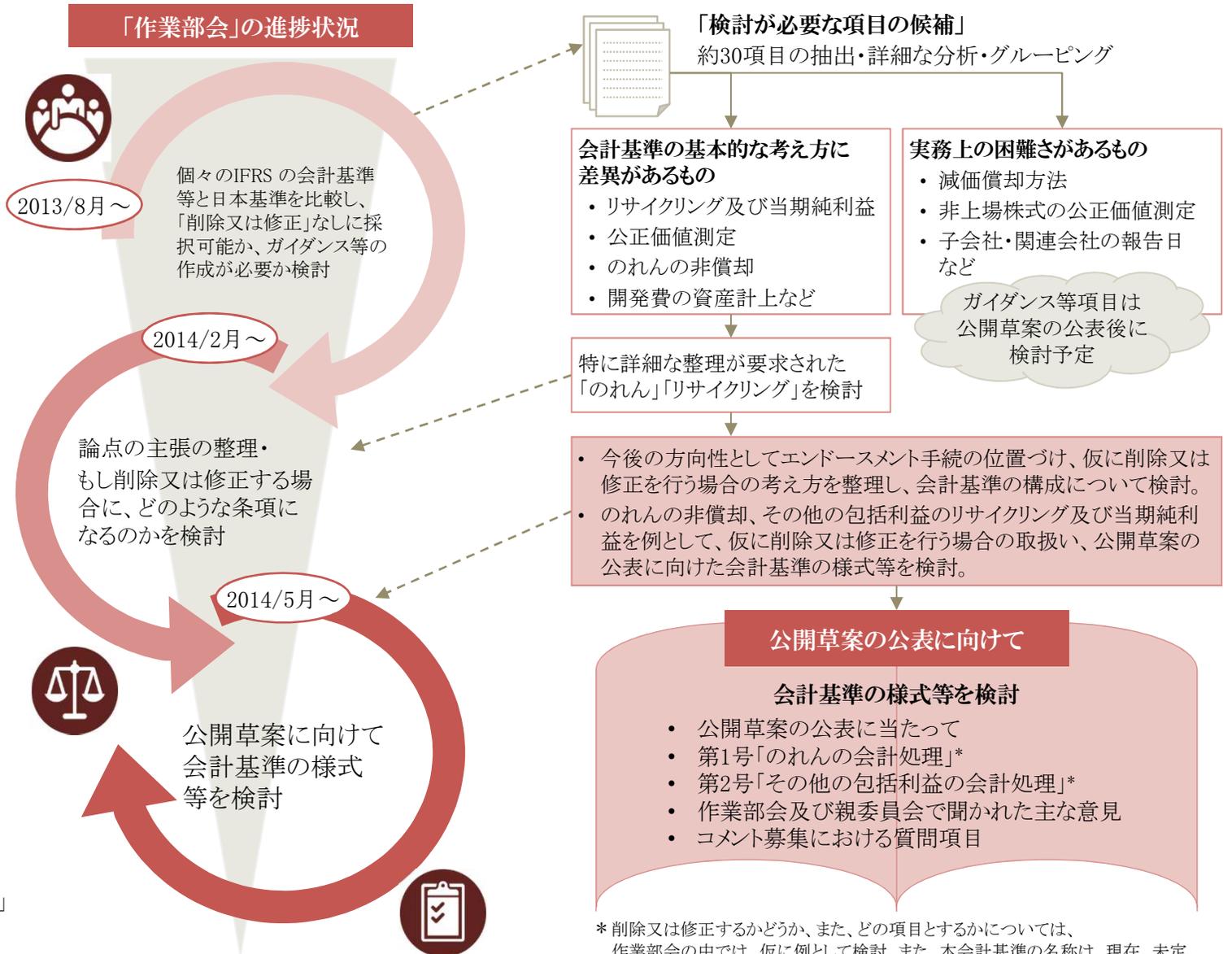
2014年5月から7月7日にかけて第12~16回作業部会が開催され、公開草案の公表に向けた準備が進められています。第11回までの状況については、10 Minutes 2014年4月号までをご覧ください。

企業会計基準委員会では、作業部会での検討を踏まえて議論が継続しており、公開草案の様式・内容が準備できた時点で、公表の決議を行うこととなります。



作業部会(名簿:18名)は、IFRSと日本基準に精通した作成者、利用者、監査人、学識経験者で構成

「第290回企業会計基準委員会 審議事項(3)-1」
「ASBJの活動状況(H26年6月)」より作成



04

その他の IFRS関連ニュース

2014年4月からの3カ月間のIFRSに関係するその他のニュースをご紹介します。

さらに直近のニュースをご覧になりたい場合は、PwCのInformウェブサイトをご利用ください。アクセス・フリーですので、いつでも、どなたでも閲覧可能です。

Inform



IFRS実務マニュアル・基準書（日本語と英語）は、ご登録会員がご覧になれます。

A. IASBがマクロヘッジ会計に関わるディスカッション・ペーパーを公表（コメント期限:2014年10月17日）

IASBは、2014年4月17日、ディスカッション・ペーパー(DP)「動的风险管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」を公表しました。このDPで扱うヘッジ活動は複雑であるため、IFRS第9号の完成が遅延することを防ぐために、IASBはマクロヘッジ会計をIFRS第9号のプロジェクトから分離しています。

B. IASBがIFRS第11号「共同支配の取決め」の修正を公表

IASBは、2014年5月6日、IFRS第11号「共同支配事業の取決め」の修正を公表しました。この修正によると、共同支配事業に対する持分を取得し、それがIFRS第3号の「事業」に該当する場合、当取得はIFRS第3号および企業結合に関連する他のIFRSに従うことが求められます。本修正の影響を受けやすいのは石油、ガス業界などで、多国籍企業が新興市場に進出する際に利用されています。この修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度より将来に向かって適用され、早期適用が認められます。

C. IASBがIAS第16号「有形固定資産」とIAS第38号「無形資産」の修正を公表

IASBは、2014年5月12日、「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」(IAS第16号及びIAS第38号の修正)を公表しました。今回の修正では、資産の減価償却の計算に収益を基礎とする方法を使用することは許容されないことを明確にしています。この修正は、2016年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められます。

D. 公開草案「投資企業—連結の例外の適用」(IFRS第10号とIAS第28号の修正案)を公表（コメント期限:9月15日）

2014年6月11日、IASBは公開草案「投資企業—連結の免除の適用」(IFRS第10号およびIAS第28号の修正)を公表しました。この公開草案では、投資企業の会計処理(その子会社を連結ではなく公正価値で測定する会計処理)に関して、以下の3つの論点の明確化を提案しています。

- 投資企業の子会社(中間親会社)が連結財務諸表作成の免除規定を引き続き適用できることの確認
- 投資企業である親会社が投資関連サービスを提供している子会社を連結すべき状況の明確化
- 投資企業でない企業が投資企業である関連会社に投資している場合の持分法の適用の簡素化

F. 金融庁がIASBから2013年12月31日までに公表された基準等を含めるため指定国際会計基準を一部改正

金融庁は2014年4月18日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正を公表しました(2014年2月14日の意見募集に対応)。

IASBが公表した以下のIFRS基準を、指定国際会計基準(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定)に含めることとするものです。本案は4月18日より適用されます。

- IFRS第9号「金融商品」(2013(平成25)年11月19日公表)
- IAS第19号「従業員給付」(2013(平成25)年11月21日公表)
- 年次改善2010-2012年サイクル(2013(平成25)年12月12日公表)
- 年次改善2011-2013年サイクル(2013(平成25)年12月12日公表)

G. 金融庁が非上場のIFRS適用会社に関する記載を含む、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正案を公表

金融庁は2014年6月25日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表しました。

改正案は、2013年6月に金融庁より公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の方策であるIFRSの任意適用要件の緩和により、非上場会社であってもIFRSに準拠した財務諸表の作成が可能となったことを踏まえ、非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合には、最近連結会計年度分のみ記載で足りる旨の改正を行います。

意見募集は7月25日までで、改正後の規定は8月下旬に公布・施行予定です。

IFRS実務マニュアル・基準書 総合的な情報は、 PwCの Inform

さらに最新、詳細な情報が必要な方のために、IFRSの会員制サイト Inform (日本語および英語)をご案内します。

PwCのInformをご覧になると、IFRSの最新動向、基準書、解釈指針はもちろんPwC Manual of Accountingが、英語原文と日本語版でご覧になれます。さらに、PwCの刊行物を含めて、キーワードでの横断的な検索も可能です。IFRSを初歩から学べるサイバーラーニング、情報収集のためのニュース、さらに、研修など幅広くご利用いただけます。詳しくはウェブサイトまたは下記までお問い合わせください。(お問合せ先) E-mail:pwc.jp.inform@jp.pwc.com

How PwC can help

IFRSの基準書や総合的な情報は
PwCのInform

PwCがお手伝い できること

1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、クライアント固有の論点についてのディスカッションも行います。

2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

(1) IFRSクイックレビュー

企業がIFRS適用にあたって解決すべき課題を6つの観点（業務プロセス、システム、組織、内部統制、教育制度、管理会計）から整理し、これらの課題について、解決の方向性とコストの概算等を提示します。

本格的な予備調査を実施せず、簡易的にIFRS適用の影響を把握したい会社へのサービスです。

(2) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響の概要を把握し、IFRS適用までの実行計画案を策定します。

(3) IFRSコンバージョン支援サービス

IFRSの適用プロセスをいくつかのサブフェーズに区切り、IFRS適用後の会計処理方針策定、グループ会計マニュアル作成、必要な業務プロセス改革、システム改修／構築など、クライアントのIFRS適用を全面的に支援します。

3. 会計基準適用アドバイザーサービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、J-SOX対応を図りつつ支援します。

5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

6. 連結システム・会計システム等導入支援サービス

IFRS適用後の業務を効率的に運用するために必要な連結システム・会計システムおよびさまざまな業務システムの導入を構想立案・要件定義から実際の導入運用までを全面的に支援します。

7. IASBの動向についての情報提供サービス

IASBの公表するディスカッションペーパー、公開草案等の情報およびその解説をいち早く提供します。

PwCの3フェーズ／アプローチ



Contact us



PwC Japan

あらた監査法人

京都監査法人

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwc.com/jp/ja/ifrs>

Inform: <https://inform.pwc.com/inform2/show>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 小林 昭夫

IFRSの基準書や総合的な情報は
PwCのInform